## 御殿場市マスコットキャラクター使用申請手続き

1 「御殿場市マスコットキャラクターの取扱いに関する基準」をお読みいただき、申請書に必要な事項を記載し、押印の上、御殿場市魅力発信課まで提出してください。

## (必要書類)

- ・「御殿場市マスコットキャラクター使用承認申請書(様式第1号)」
- ・企画書や事業概要書
- その他参考となるもの
- 2 使用承認の審査後、承認したときは、承認通知書を通知し、必要に応じてデ ザインデータをお渡しします。
- 3 承認された内容を変更する場合は、変更承認申請書を提出してください。
- 4 キャラクターを使用して作成したものは、完成後、速やかに魅力発信課に提出してください。提出が困難な場合は、イメージデータ等を提出してください。

## ※申請書を提出する必要がない場合

- (1) 市の機関が使用するとき。
- (2) 市内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 新聞、テレビ、雑誌等の報道関係機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (4) 市、御殿場市教育委員会の共催又は後援の承諾を受けた事業において使用するとき。
- (5)前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

## ※使用ができない場合

- (1)市の信用又は品位を損なうおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治、宗教又は選挙の活動に利用されるおそれがあるとき。
- (4)特定の個人又は団体を市が公認しているとの誤解を与えるおそれがあるとき。
- (5)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号) 第2条に定める営業のために使用するおそれがあるとき。
- (6) 静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例(昭和36年条例第55号)に規定する有害図書類、有害がん具類等、有害広告物及び有害公告ビラのために使用するおそれがあるとき。
- (7) 自己の商標又は意匠とする等、独占的に使用するおそれがあるとき。
- (8)前各号に掲げるもののほか、市長が使用について適当でないと認めるとき。